

公 告 第 8 5 7 号

令和 5 年 9 月 1 日

事業主・被保険者 様

東海地区石油業健康保険組合

理事長 山本 浩嗣



組合規約の一部変更に関する件

下記の事業所について、当組合の適用事業所として編入したので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告します。

記

1. 組合規約第4条別表中に下記の事業所を追加する。

事業所名	代表者名	所在地	備考
株式会社 EVANESS	大森 輝英	愛知県名古屋市中区	令和5年9月1日適用 東海厚発 0809 第 39 号

附 則 この規約は、令和5年9月1日から施行する。